日本における外国人労働者受け入れについて

2019.7．31
市岡日本語教室

1　日本に暮らす外国人住民

■昔からいる外国人

■よく見かけるようになった外国人

●日本に住む外国人はどれくらい

●大阪に住む外国人はどれくらい

2　外国人にとっての壁

- 言葉の壁
- 制度の壁
- 心の壁

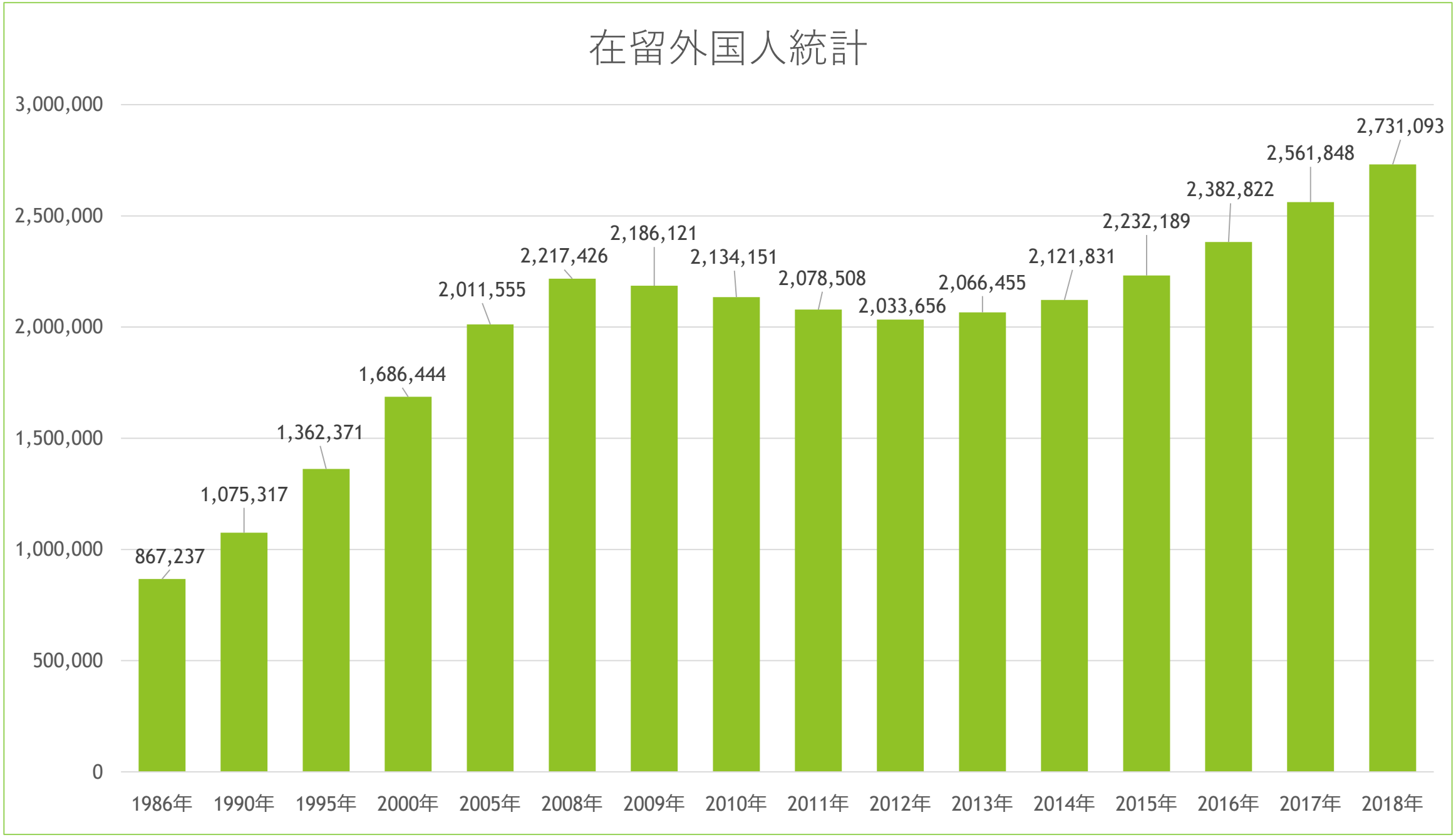
在留外国人統計
3,000,000
2,500,000
2,000,000
1,500,000
1,000,000
500,000
0
867,237
1,075,317
1,362,371
1,686,444
2,011,555
2,217,426
2,186,121
2,134,151
2,078,508
2,033,656
2,066,455
2,121,831
2,232,189
2,382,822
2,561,848
2,731,093
1986年
1990年
1995年
2000年
2005年
2008年
2009年
2010年
2011年
2012年
2013年
2014年
2015年
2016年
2017年
2018年

国籍別在留外国人数
900,000
800,000
700,000
600,000
500,000
400,000
300,000
200,000
100,000
0
中国
韓国
ベトナム
フィリピン
ブラジル
ネパール
米国
1986年
1990年
1995年
2000年
2005年
2008年
2009年
2010年
2011年
2012年
2013年
2014年
2015年
2016年
2017年
2018年

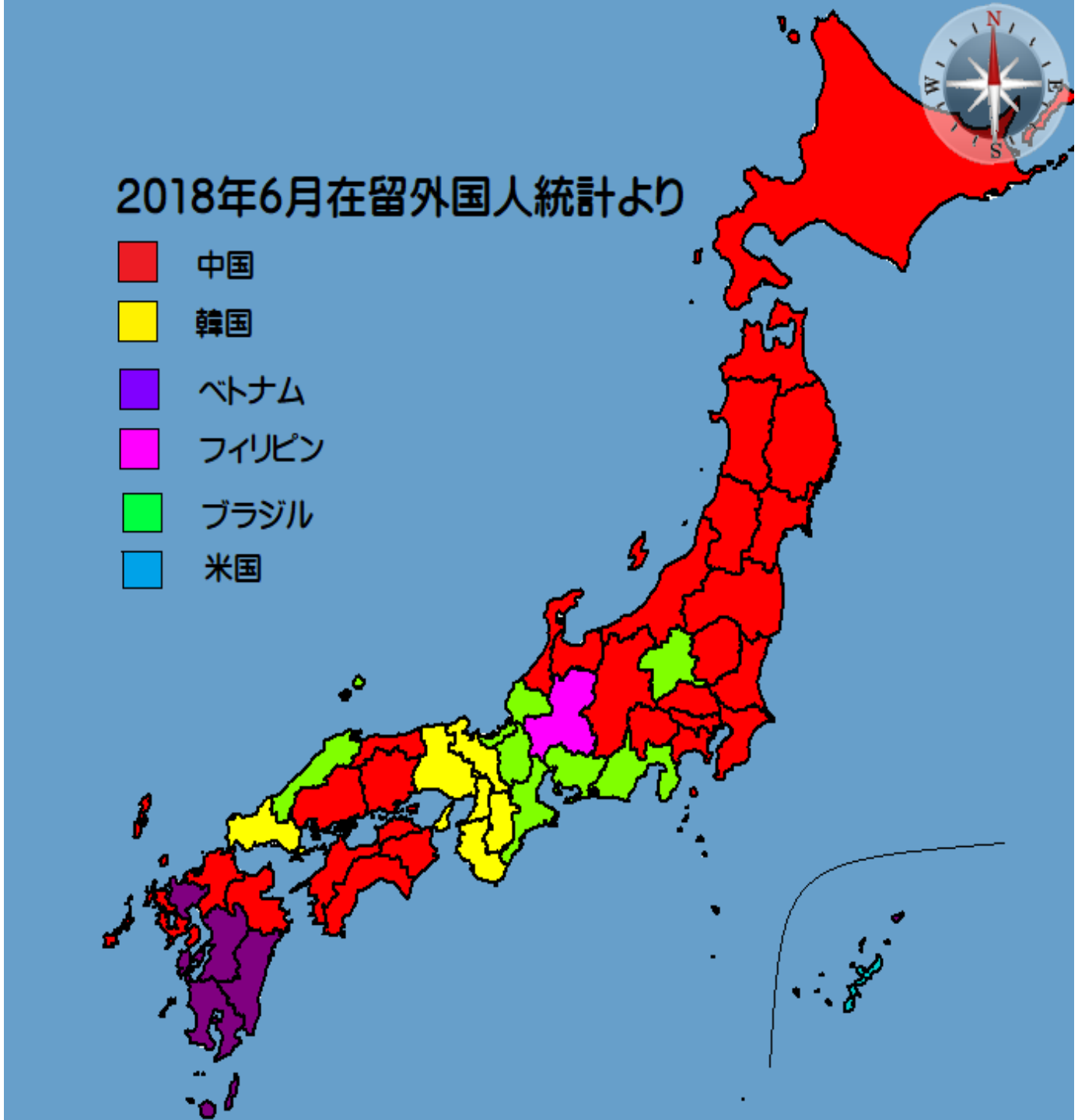
2018年6月在留外国人統計より
中国
韓国
ベトナム
フィリピン
ブラジル
米国
N
W
E
S

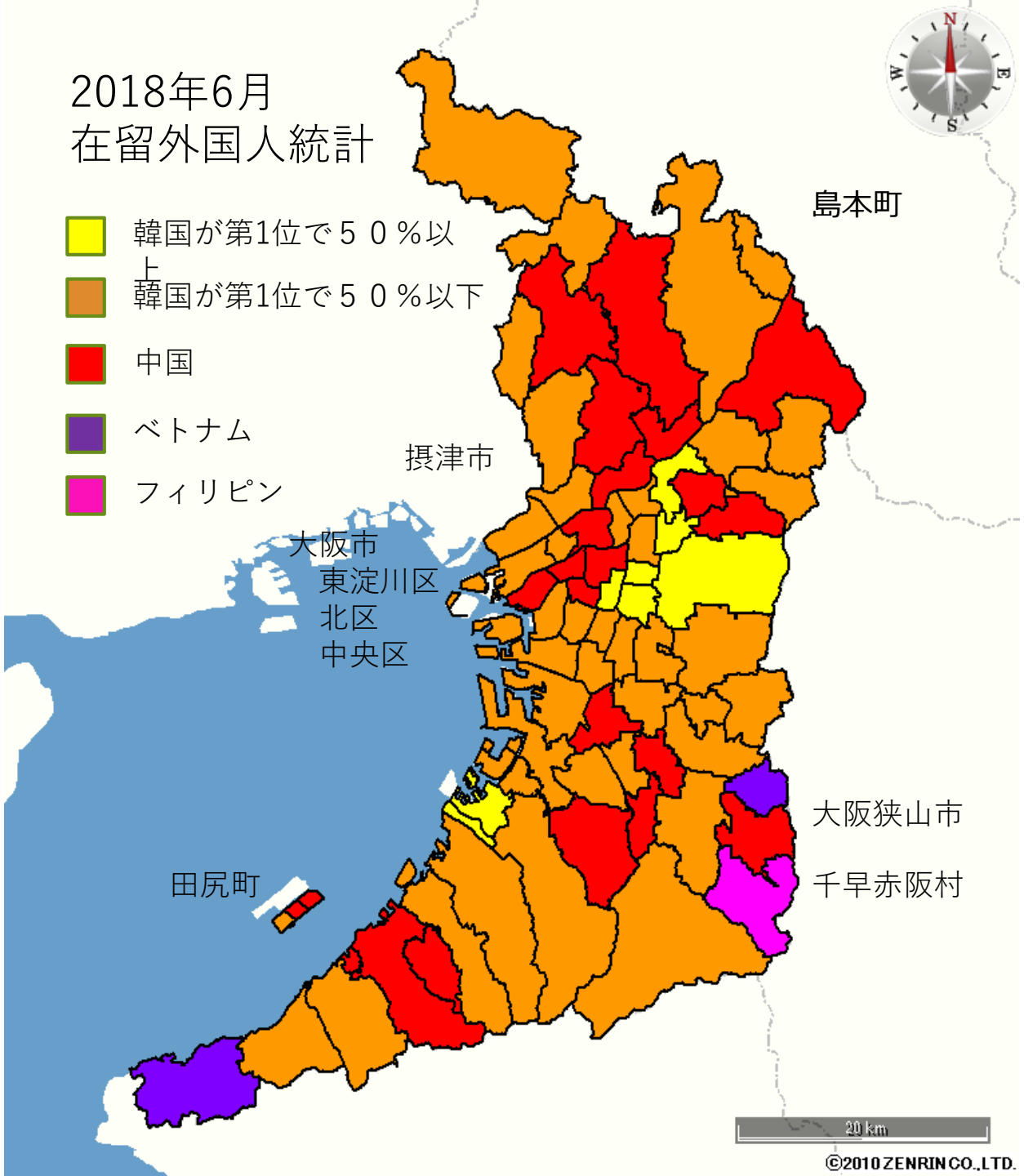
2018年6月
在留外国人統計
韓国が第1位で５０％以上
韓国が第1位で５０％以下
中国
ベトナム
フィリピン
島本町
摂津市
大阪市
東淀川区
北区
中央区
大阪狭山市
千早赤阪村
田尻町
20 km
©2010 ZENRIN CO.,LTD.

2018年末
在留外国人統計

- 韓国が第1位で５０％以上
- 韓国が第1位で５０％以下
- 中国
- ベトナム
- フィリピン

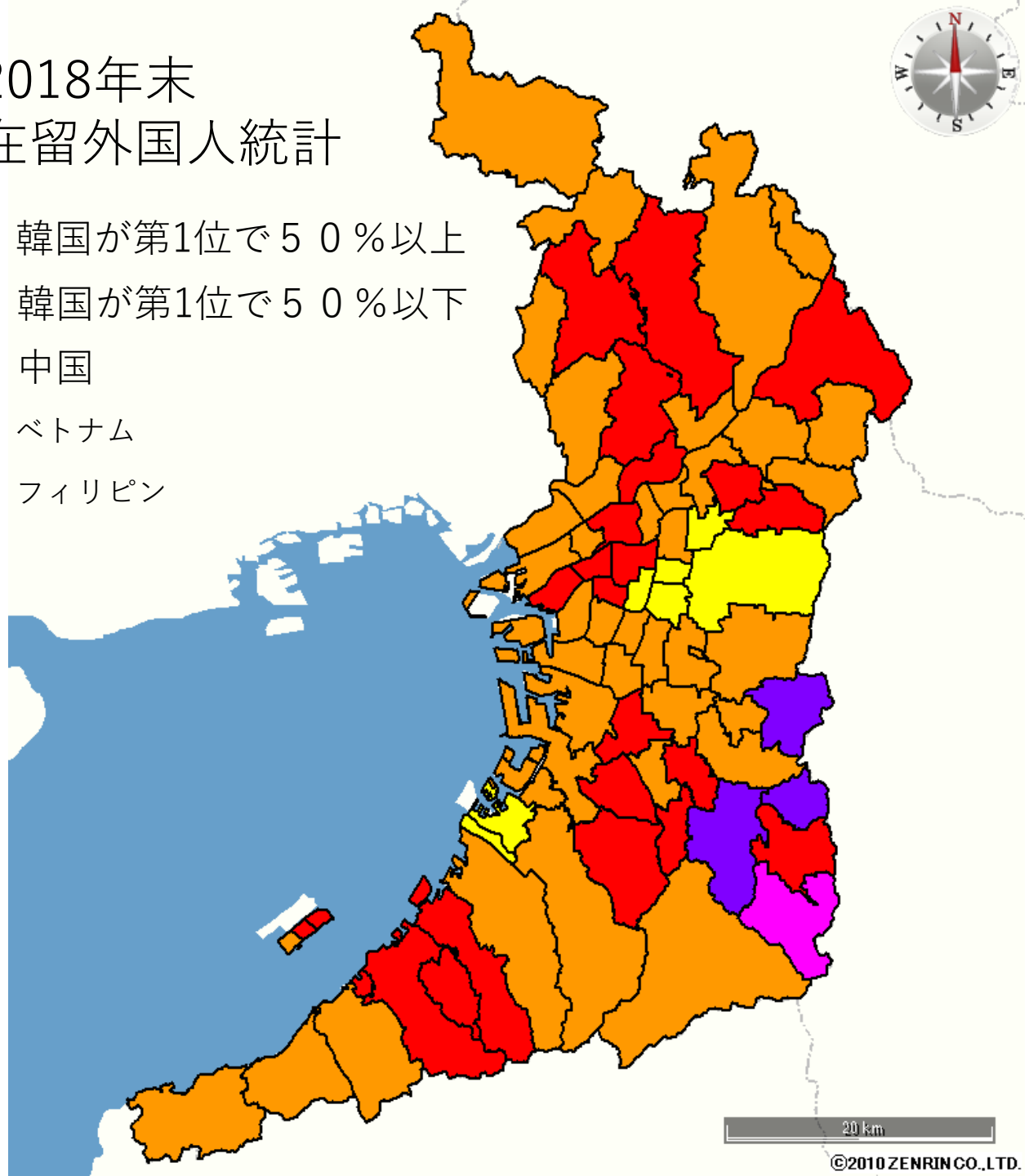

２　なぜ外国人労働者受入論議なのか

●外国人労働者導入要因
有効求人倍率の上昇
少子高齢化、人口減少、労働年令人口の減少

●外国人労働者の現状（2018年10月末）
146万人が就労（厚労省「外国人雇用状況」の届出状況）

●外国人労働者を外国人材と呼び、人間が移動してくると認識しないようにする（日系人、技能実習生への対応）

●これまで非熟練労働者の受入はしないとしたことを否定
一定の専門性・技能を有し即戦力となるので相違と建前

有効求人倍率の推移

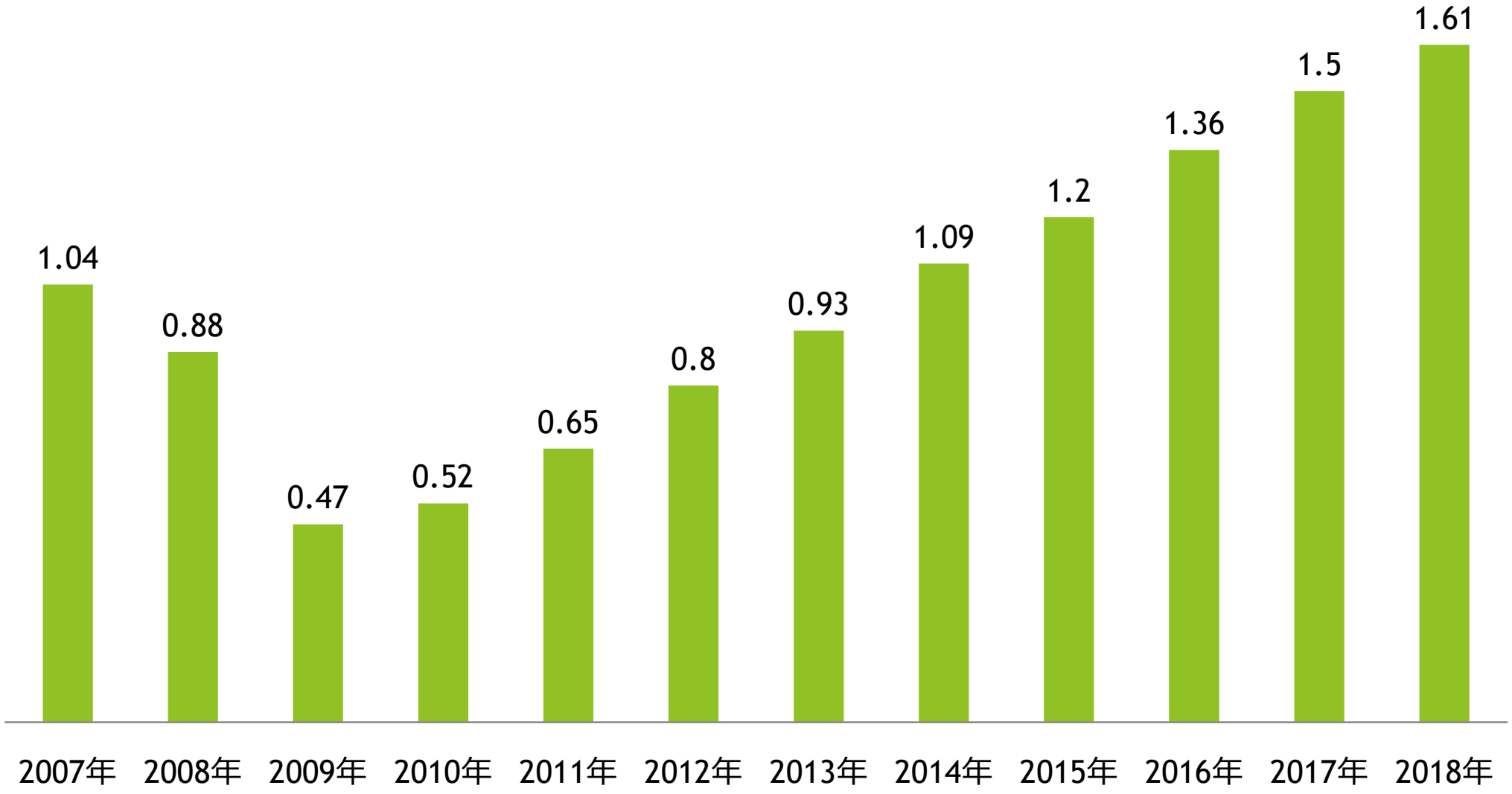
1.04
0.88
0.47
0.52
0.65
0.8
0.93
1.09
1.2
1.36
1.5
1.61
2007年
2008年
2009年
2010年
2011年
2012年
2013年
2014年
2015年
2016年
2017年
2018年

外国人労働者数の推移

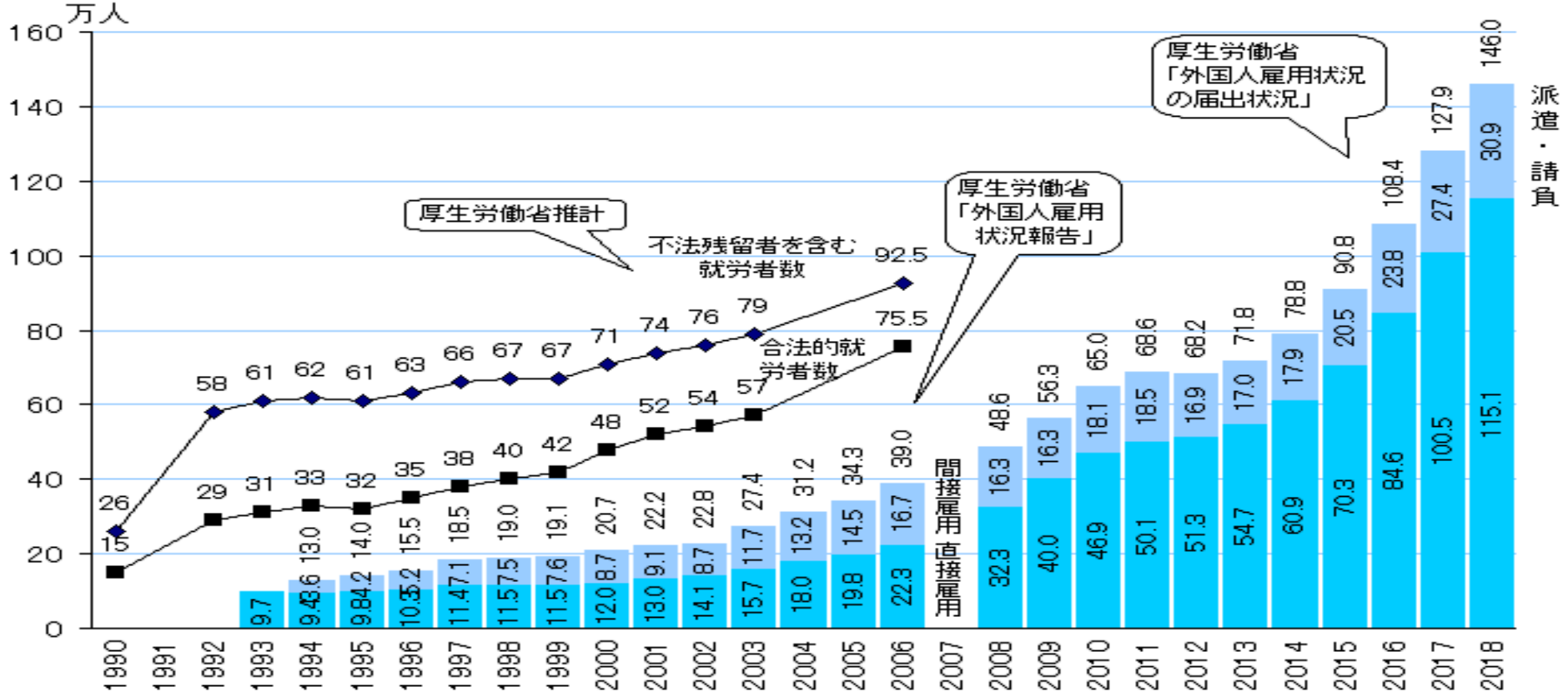

（注）厚生労働省研究会推計の外国人労働者は、「外交」、「公用」、「研修」及び「永住者」（特別永住者を含む。）以外が対象。外国人雇用状況報告も同様。外国人雇用状況の届出状況では特別永住者、外交、公用以外。

・厚生労働省推計：不法残留者以外の不法就労も相当あるがこの推計結果には含まれていない。

・外国人雇用状況報告：従業員50人以上規模の事業所については全事業所、また、従業員49人以下規模の事業所については一部の事業所（各地域の実情や行政上の必要性に応じて選定）を対象に、公共職業安定所が報告を求めているもの。間接雇用とは労働者派遣、請負等により事業所内で就労している者。

・外国人雇用状況の届出状況：全ての事業主に届け出義務

（資料）2003年までの厚生労働省省推計は厚生労働省「外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会」資料（2004.1.16）他（原則、年末現在）、2006年は厚生労働省職業安定局「6月の外国人労働者問題啓発月間の実施について」（2008.5.30）、棒グラフは厚生労働省「外国人雇用状況報告」（各年6月1日現在）、及び「外国人雇用状況の届出状況について」（10月末現在）

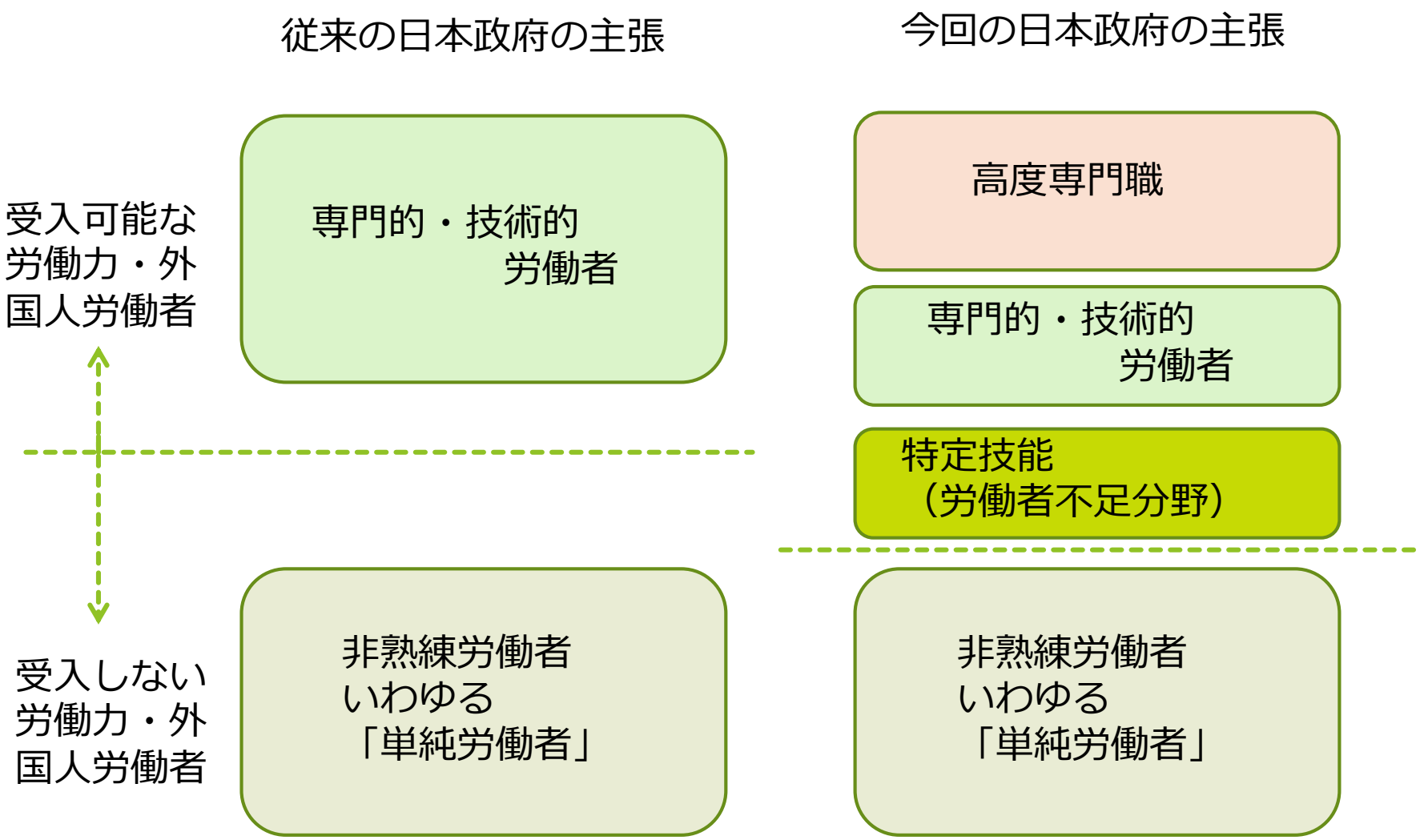
従来の日本政府の主張
今回の日本政府の主張
受入可能な
労働力・外
国人労働者
専門的・技術的
労働者
高度専門職
専門的・技術的
労働者
特定技能
（労働者不足分野）
受入しない
労働力・外
国人労働者
非熟練労働者
いわゆる
「単純労働者」
非熟練労働者
いわゆる
「単純労働者」

３　少子高齢化はいま

●少子高齢化はどうなるか

・出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合。
一般に、人口1000人当たりの、1年間の出生児数の割合をいう。

・合計特殊出生率

一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示す。

●人口減少（２００５年から始まる）

２０１８年 出生数 最少の91万8397人 出生率1.42

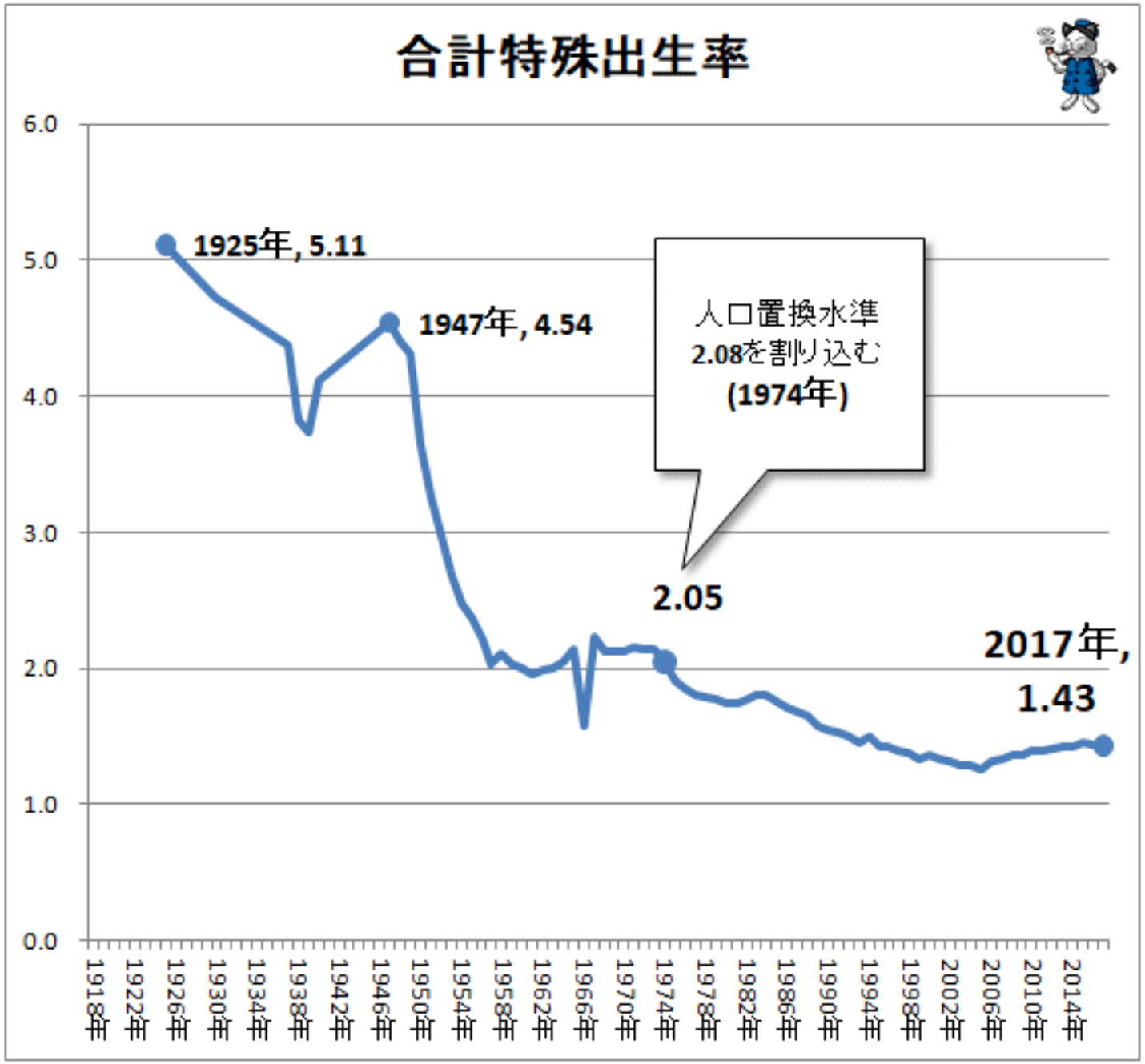

ガベージュース
/JGNNより

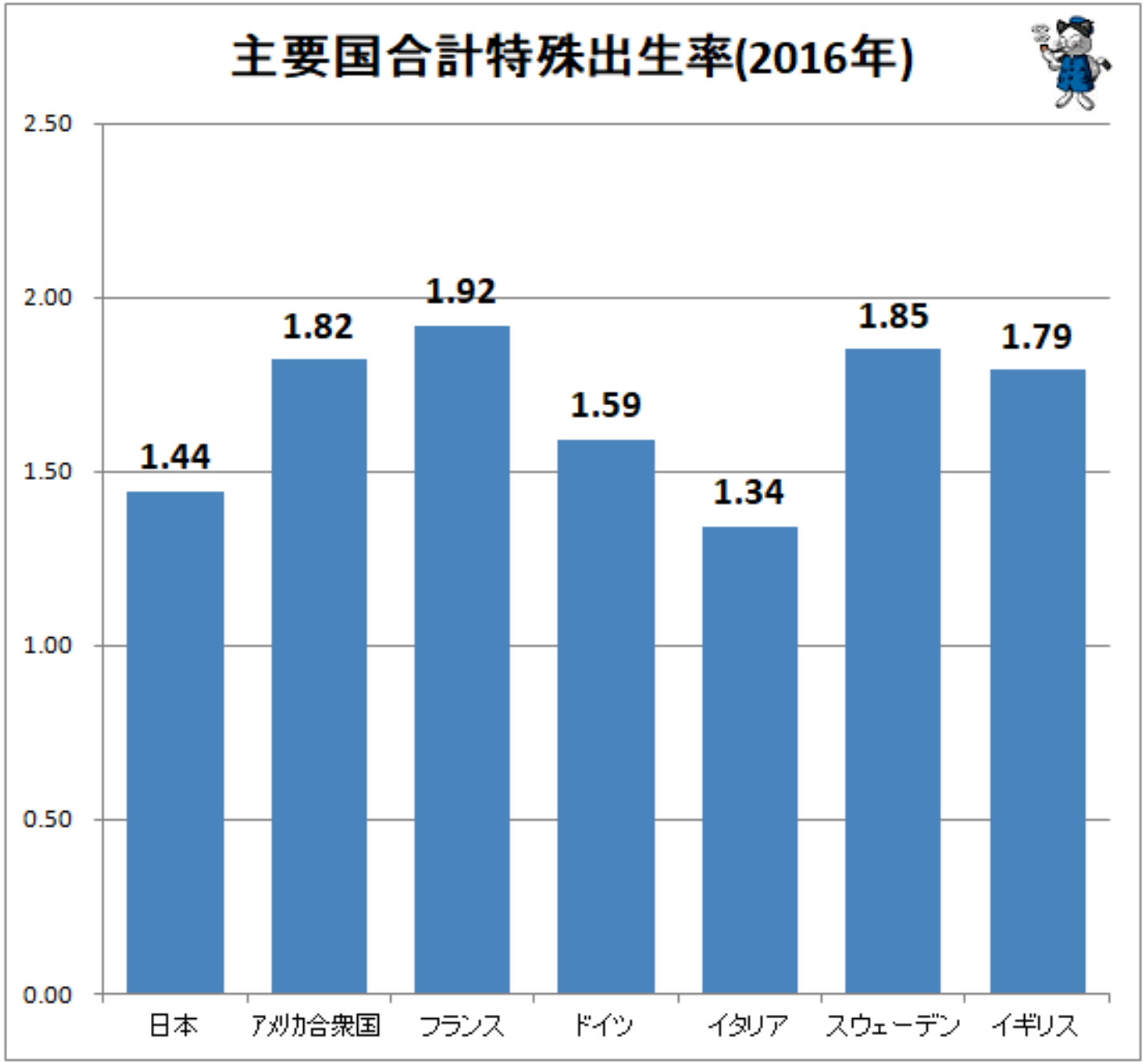

ガベージュース
/JGNNより

↑ 主要国合計特殊出生率(アジア諸国)(2016年)

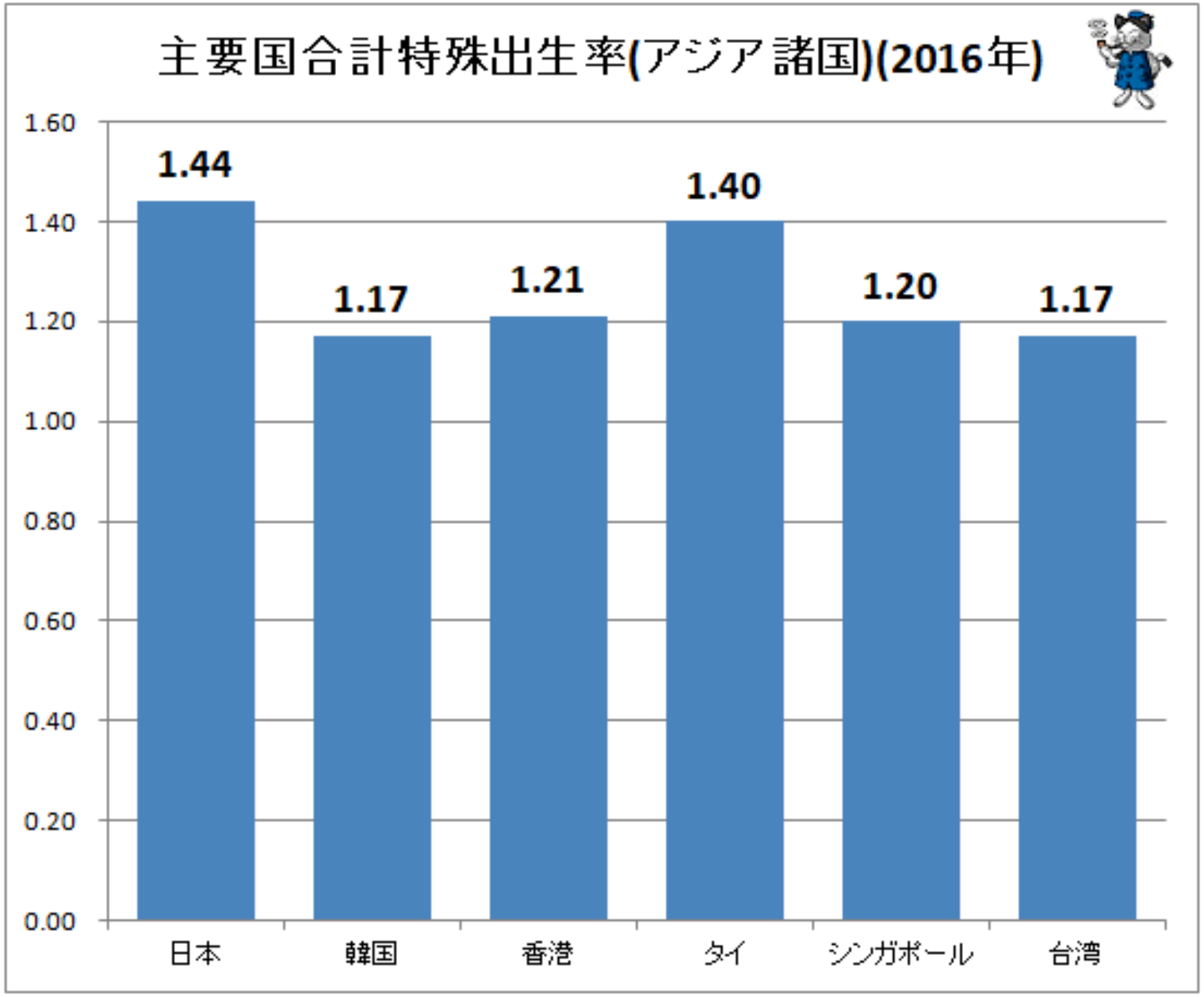

ガベージュース
/JGNNより

●生産年令人口とは

労働意欲の有無に関わらず日本国内で労働に従事できる年齢の人口という意味で使われる経済学用語。日本では主に15歳から65歳未満の年齢に該当する人口が生産年齢人口。

人口推計から（国立社会保障・人口問題研究所）

●有効求人倍率

「仕事の数（有効求人数）」を「仕事をしたい人の数（有効求職者数）」で割った数値。

●貧困率

世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べた時に真ん中となる人の額の半分に満たない人の割合をいう。相対的貧困率のことで、低所得者がどれぐらいいるかを示す。

４　在留資格とは

外国人が日本に在留することについて，法が定める一定の資格。外国人は，その資格をもって日本に在留するものとされ，在留することのできる期間，在留中に行なうことができる活動が，在留資格ごとに法定されている。在留資格により認められる以外の活動，在留資格の変更，在留期間の更新を行なうには法務大臣の許可が必要となる。在留資格は出入国管理及び難民認定法の別表で規定され，2019年現在 33の在留資格が定められているほか，在日韓国人・朝鮮人・台湾人については特例法により特別永住者の在留資格が認められている。

在留資格別構成比（2015年末）

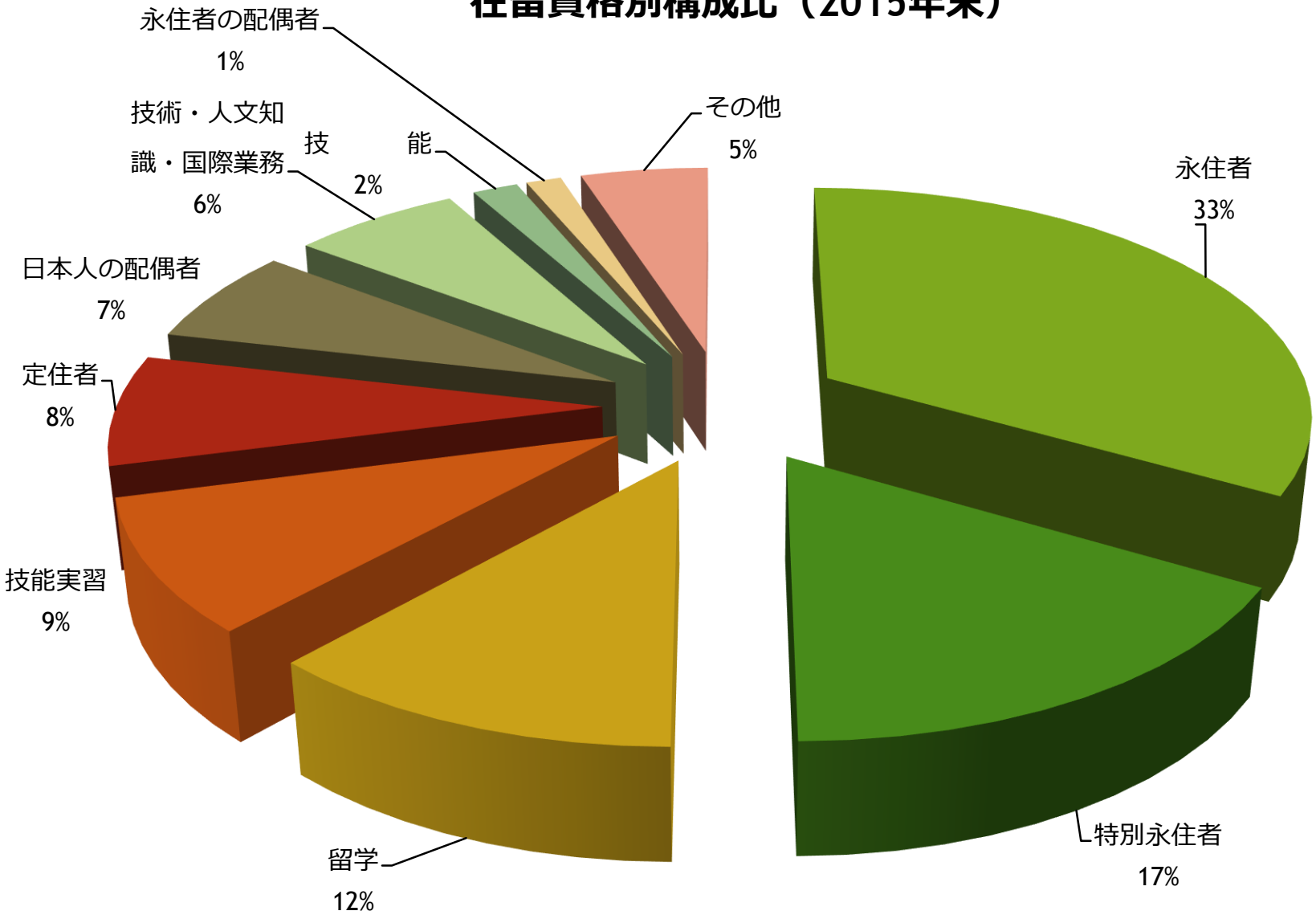

在留資格別構成比（2018年6月）

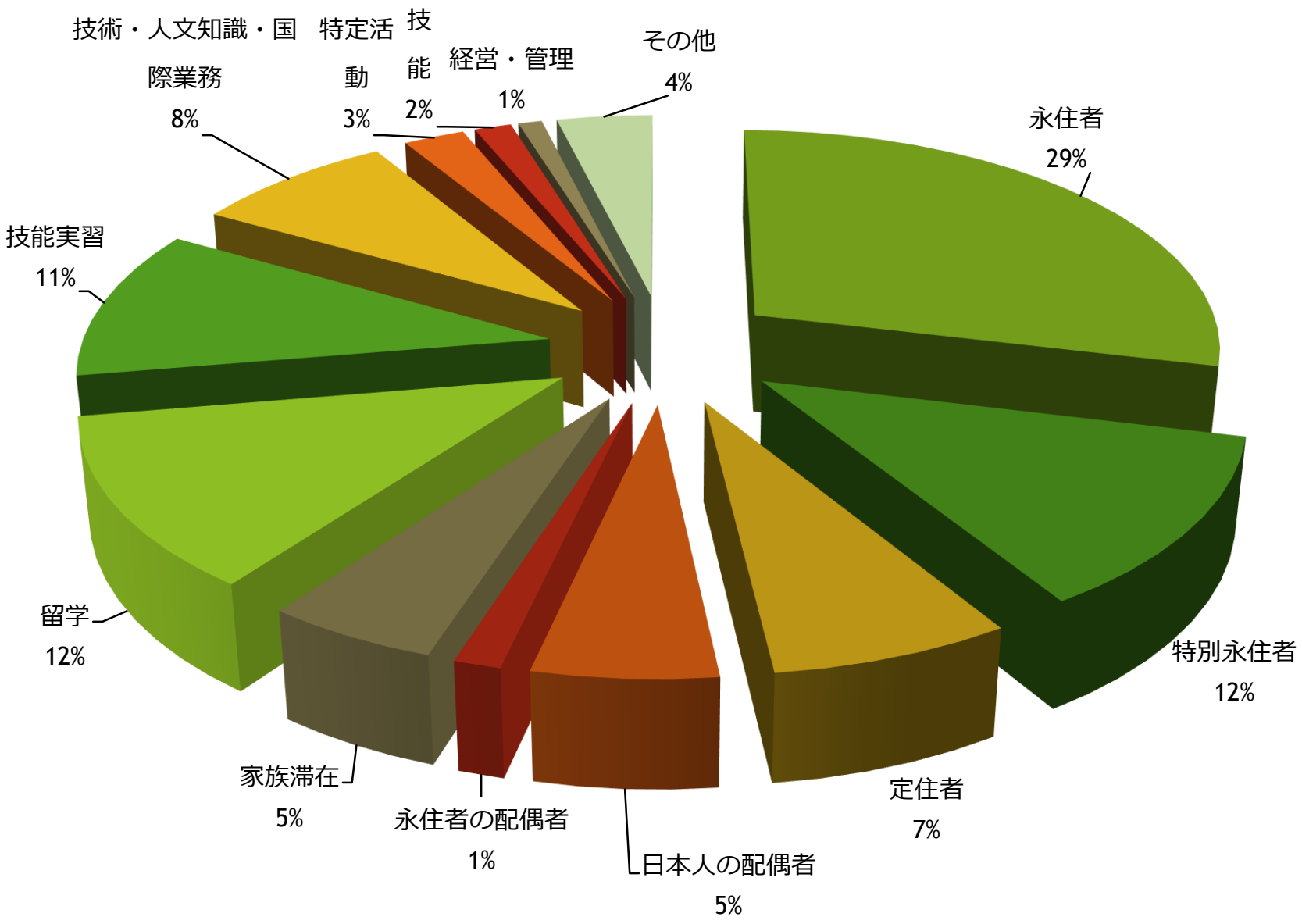

5　これまでの外国人労働者受入政策

●1980年代から1990年代
　バブル経済期にあって、一方ではオーバーステイ
　容認政策をとる。他方では1990年の入管法改定
　で日系ブラジル人やペルー人の受入れ簡素化。
　30万人のオーバーステイ
●1993年から研修生制度を創設
　入管法を改定せず、「特定活動」で受入。
　2009年に入管法を改定し、技能実習制度で受入。
　2017年技能実習法施行（技能実習、285,776人）
●留学生30万人計画
　2008年に政府は2020年に留学生を30万人にするとし
　た。（留学、324,245人）資格外活動許可によって実
　質労働者として存在。（在留数は18年6月）
●政府は専門的・技術的分野の労働者の受入を主張。

６ 外国人労働者受入論議の流れ

今回の改定法の受入論議

- 経済財政諮問会議　　２０１８年２月２０日
- 専門的・技術的分野における外国人材の受入に関するタスクフォース
  ２月２３日～４月１２日　計８回開催
- 骨太方針（経済財政改革の基本方針）　６月１５日
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議
  「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）」案　7月24日
- 「『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律案の骨子並びに在留資格『特定技能』の創設」　10月12日
- 改定入管法成立　12月8日

７　改定入管法、法務省設置法の特徴

●在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

・不足する人材の確保を図るべき産業上の１４分野

・特定技能1号は最長5年で家族帯同は認めない
技能実習2号、3号は無試験、その他は日本語と
技能の試験

・特定技能2号は更新可能で、期限は設けず
家族帯同は可能

・永住許可申請は特定技能1号は在留年数に数え
ないが2号はカウントする

・受入れ機関、登録支援機関が介在する

●法務省設置法改定

「入国管理局」から「出入国在留管理庁」へ
「外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設」（法案提出理由）

技能実習のシステム

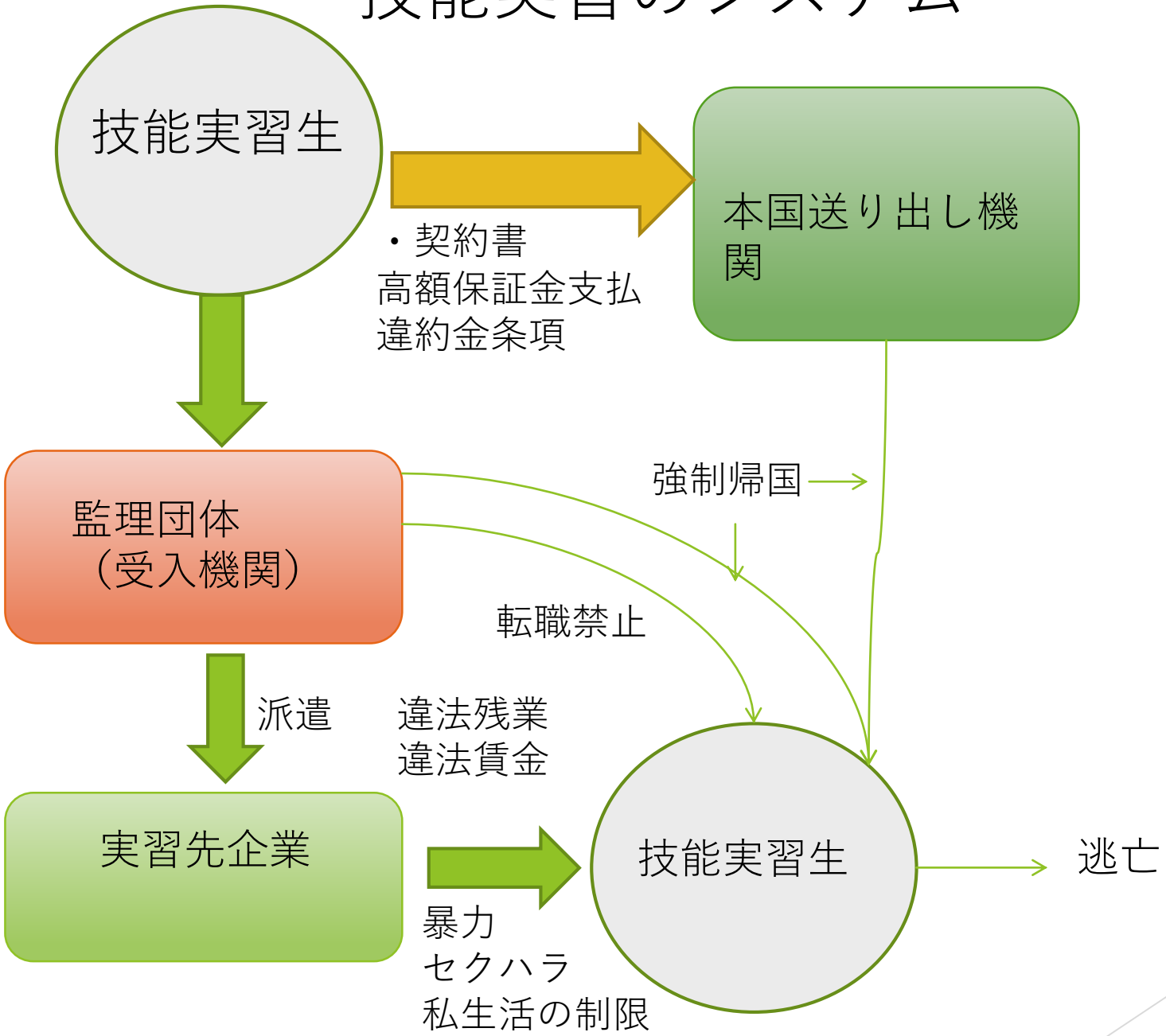
技能実習生
本国送り出し機関
・契約書
高額保証金支払
違約金条項
監理団体
（受入機関）
強制帰国
転職禁止
派遣
違法残業
違法賃金
実習先企業
技能実習生
逃亡
暴力
セクハラ
私生活の制限

特定技能フローチャート

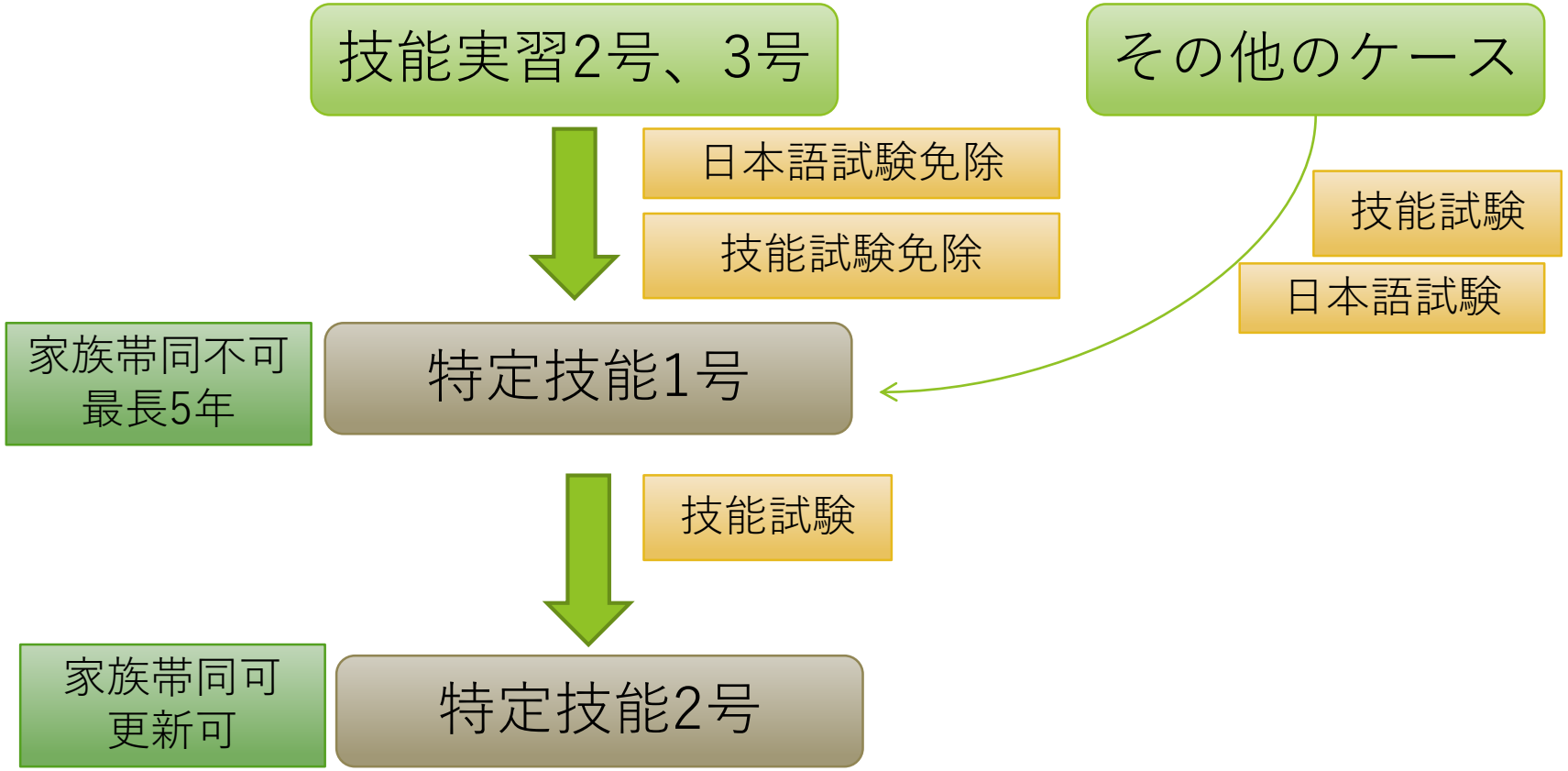

外国人材の受け入れと不足の見込み（14業種、政府の試算）

	今後5年間の受け入れ見込み数（19~23年度）	人材不足の見込み数 現時点 → 5年後	
介護業	5万～6万人	6万人	30万人
外食業	4万1000～5万3000人	25万人	29万人
建設業	3万～4万人	2万人	21万人
ビルクリーニング業	2万8000～3万7000人	5万人	9万人
農　業	1万8000～3万6500人	7万人	13万人
飲食料品製造業	2万6000～3万4000人	4万3000人	7万3000人
宿泊業	2万～2万2000人	3万人	10万人
素形材産業	1万7000～2万1500人	3万人	6万2000人
造船・舶用工業	1万～1万3000人	6400人	2万2000人
漁　業	7000～9000人	5000人	2万人
自動車整備業	6000～7000人	1600人	1万3000人
産業機械製造業	4250～5250人	1万2000人	7万5000人
電気・電子情報関連産業	3750～4700人	7000人	6万2000人
航空業	1700～2200人	1400人	8000人
合 計	**26万2700～34万5150人**	**58万6400人**	**145万5000人**

特定技能2号は当面2業種

特定技能14分野	技能実習からの移行率	2号への移行
介護業	0%	移行なし
外食業	0%	検討中
建設業	90%	移行
農業	90%	検討中
宿泊業	32%	移行予定
ビルクリーニング業	11%	検討中
産業機械製造業	100%	検討中
飲食料品製造業	74%	検討中
素形材産業	100%	検討中
電気・電子情報関連産業	100%	検討中
造船・舶用工業	88%	移行
漁業	56%	検討中
自動車整備業	43%	移行予定
航空業	5%	移行予定

受入れ見込み数と技能実習生の占める率は政府最大値で推定

８　技能実習制度の変遷

1993年4月　　法務大臣告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」の施行。技能実習制度の創設（研修１年＋技能実習１年）

1997年4月　　法務大臣告示「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」の改定。技能実習期間の延長（研修１年＋技能実習２年）

2010年7月　　出入国管理及び難民認定法の改正。
①実務研修を行う場合に雇用契約に基づいて技能等を修得する活動を行うことの義務化
②在留資格「技能実習」の創設

2016年11月　　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定

2017年１月　　外国人技能実習機構の設立

2017年11月　　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行

９　技能実習制度の問題点

・原則として転職を認めない制度
・本国送出し機関による高額の保証金や違約金を記入した契約
・送出し機関・受入れ機関による強制帰国の実行
・私生活の制限（外出禁止や電話・モバイル所持の禁止など）
・表向き最低賃金を支給するが、残業代などを不当に低賃金とする
・住居費など不当な控除がなされる
・過重、長時間の労働、劣悪な労働環境と労災
・暴力、セクハラなど
・恋愛禁止、妊娠すれば強制帰国
・技能実習から婚姻による在留資格変更を認めない入国管理局

こうしたことから「アメリカ国務省報告」では、技能実習制度は強制労働の人身取引だと非難して、10年以上にわたって人権侵害として取り上げられている。

１０　在留資格「特定技能」の特徴

●特定技能１号と特定技能２号とは内容が異なる在留資格
　特定技能１号は技能実習と連続するところが多い
　特定技能２号は他の別表第1の在留資格に準ずるもの
●特定技能１の在留資格の特徴
・受入れ機関（雇用企業）は報酬額、待遇が日本人と同等以上
・登録支援機関（支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能１号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施)を代行できる
・技能実習の監理団体と実習実施機関が特定技能１の登録支援機関と受入れ機関に機関名を変えてスライドすることも可能
・既存の労働者送り出しシステムが活用可能、保証金の徴収など悪質なブローカーを排除できない
・自発的転職は外国人労働者が自身がハローワークなどを通じて求職活動
　非自発的転職は登録支援機関がサポートする
・人手不足状況が変化したときは新規受入れを停止する
・技能実習制度の人権侵害と同様のことが発生する恐れ

11　外国人材の受入れ･共生のための総合的対応策の主な施策

●2018年12月25日閣議決定した施策（126施策）
・特定技能の在留資格創設にあたって策定
・外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する
●2006年12月25日に外国人労働者問題関係省庁連絡会
議から出された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」とほとんど変化のないもの
●地方公共団体による「多文化共生総合相談ワントップセンター」の設置を支援が目玉
（全国約100か所，11言語対応）【20億円】

12　出入国在留管理庁への変更

●出入国在留管理庁の組織
「出入国管理部」と「在留管理支援部」がつくられる
「在留管理支援部」は他省庁や地方自治体と連携して、在留外国人の生活環境整備を担当

●多文化共生政策の中心的役割を総務省から出入国在留管理庁に変更
・「外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行う」となっている
・外国人の管理機関が多文化共生政策（外国人の権利）を所管する
・多文化共生政策実施機関は他の政府機関や地方自治体、民間団体
・外国人の権利が保障されるかは疑問、権利と管理がセットにされる
・オーバーステイには社会的権利がないとされる恐れ
・2006年12月の総務省「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」から「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」に変更
・「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」 には「新たな在留管理体制の構築」「外国人材の適正・円滑な受入の促進に向けた取り組み」といった項目が含まれる

１３　外国人の人権を守るために

●外国人労働者受入れの拡大と権利保障

・すでに146万人以上の外国人労働者で支えられている日本社会は、いまいる外国人労働者の権利が保障されているのかを問いただしていく必要がある。その上で新たな外国人労働者の受入れを論議する必要があった。

・技能実習制度や特定技能の在留資格は日本のアンダークラス（非正規、年収200万円以下など）を補完するような外国人労働者としての受入れであり、それをやめさせ、日本人労働者の賃金底上げをもあわせて求めていく。

・ヘイトスピーチや外国人の健康保険制度利用に見られる外国人排斥などの動向と対峙して、内外人平等を実現していく。